

公益財団法人福武教育文化振興財団 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第13条第1項並びに第30条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 この規程による報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。

(評議員の報酬の支給基準)

第3条 評議員の報酬は、定款第13条第1項の規定により定められた総額の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

(理事及び監事の報酬の支給基準)

第4条 理事及び監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務内容等を勘案して、理事については理事会で、監事については評議員会で決定するものとする。

2 前項の報酬は、次の各号に掲げる額を超えないものとする。

- (1) 常勤理事(常任理事をいう。以下同じ。) 1人当たり年額250万円
- (2) 常勤理事以外の理事及び監事 1人当たり年額10万円

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額があるときは、その金額を控除して支払う。

- 2 報酬等の全部につき自己の預金への振込の申し出があった場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 報酬等については、辞退することができる。

(報酬の支給日等)

第6条 常勤理事の報酬は、選任された日の翌月分から月額として支給し、毎月末に締切り、翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは繰り上げて支払う。

- 2 常勤理事が月の途中で退任し又は解任された場合には、退任し又は解任された月までの報酬を支払う。
- 3 評議員、理事(常勤理事を除く。)及び監事の報酬は、選任日を起算日とする年額とし、原則として、毎事業年度終了後3か月以内に開催する定時評議員会及び理事会の開催時に支給するものとする。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、評議員、理事及び監事が退任し又は解任された場合に支給することができる。

- 2 退職慰労金の額は、次に掲げる額を上限として、就任期間等、職務内容等を勘案し、理事長が定める。
 - (1) 理事及び監事
退職時の非常勤理事及び監事の報酬年額の2倍に相当する額

(2) 評議員

退職時の評議員の報酬年額の2倍に相当する額

- 3 退職慰労金は、役員等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第176条第1項の規定により、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったことにより解任された場合には、支給しない。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 役員等が死亡により退職したときは、本人が受け取るべき報酬等は、役員等の死亡当時その者と生計を一にしていた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第44条までに定めるところによる。

(補 則)

第9条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人福武教育文化振興財団の設立登記のあった日から施行する。

(平成24年4月1日設立登記)

この改正は、平成29年6月17日から施行する。

(第4条第2項第1号関係)